

事業報告

第34期

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月 31日

株式会社横浜港国際流通センター

第34期 事業報告

〔 令和7年4月 1日から
令和8年3月31日まで 〕

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

令和7年度(2025年度)の日本経済は、米国トランプ大統領による相次ぐ関税率の変更や中東地域での紛争などから国際貿易の不透明感が増し、資源・原料価格の上昇や円安の進行による物価高、労働力不足・人件費上昇が顕著となりましたが、企業収益・個人所得の改善や民間設備投資の牽引もあり、物価上昇を除いた実質 GDP 成長率は1.1%程度と緩やかな回復がみられました。

物流業界は、人手不足の深刻化や労働規制の変更などに直面するなか、首都圏全体の大型マルチテナント型物流施設(LMT)では、圏央道エリアなど既存物件で空室消化が進み、足下では令和7年度4Qの空室率が9.8%へ0.6ポイント低下しています(うち築1年以上物件は7.7%から7.1%に低下)。

当社が立地する国道16号エリアの築1年以上の物件でも、内陸部で空室消化が進み、空室率は7.1%から6.9%へ低下しています。

こうしたなか、当期の当社業績は、物流棟の満床を維持し、前期に実施した一部賃料・共益費改定の効果が通年寄与したことなどから、物流棟・事務所棟の賃貸収入が前期比12百万円(0.5%)増加しました。他方、テナント等からの受取光熱水費が10百万円(4.2%)減少したことから、当期売上高は前期と同額の2,625百万円となりました。

費用面では、事務所棟の外壁タイル補修工事、物流棟の重量シャッター補修工事など、安全性維持向上のため修繕工事費が108百万円増加したことなどから、売上総利益は553百万円(54百万円減)、営業利益は412百万円(59百万円減)となりました。

営業外では、支払利息の軽減や資金運用益の増加により金融収支が20百万円改善したことから、経常利益は435百万円(39百万円減)、当期純利益は前期を18百万円下回る312百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当期は、主な工事として、事務所棟ゴンドラ設備工事(40百万円)、物流棟倉庫内事務所トイレ改修(19百万円)、事務所棟受変電設備蓄電池更新(8百万円)など、計93百万円の設備投資を実施しました。なお、当期の減価償却費は878百万円でした。

なお、本件設備投資は、自己資金により実施しています。

(3) 対処すべき課題

① 物流施設の安全性確保、安定的な事業継続

1996年（平成8年）8月の開業から30年経過する当社施設について、長期にわたり計画的に施設の安全性・機能性を確保していく必要があります。2025年3月に向こう30年間の「中長期修繕計画」を改訂して以降、経年劣化や物価上昇が進み今後工事費の増加は不可避ですが、マルチテナント型物流施設としての競争力が損なわれないよう、適時適切に必要な工事を行うとともに様々なリスクを低減し、安定的に事業継続を図る必要があります。

② SDGs・ロジスティクス機能強化への寄与

2025年3月策定の「中期経営計画」（2025～2027）を踏まえ、脱炭素・就労環境の改善などSDGsに資する取組み、横浜港のロジスティクス機能強化など、当社に求められる社会的な役割を果たしていく必要があります。

③ 投資財源の確保、中長期的な投資検討

今後の投資余力を確保するためには、長期にわたる収益力確保と相応の内部留保の蓄積が不可欠です。適切な時期に必要な投資を行っていく必要があります。

今後、大株主である横浜港埠頭株式会社及び横浜市と連携し、横浜港の一層の発展や企業価値の向上に寄与する投資について、ともに検討を進めて参ります。

あわせて、当社株式を継続保有頂いている株主の期待に応えるべく、2024年6月に開始した配当を安定的に継続します。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第31期 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	第32期 令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	第33期 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	第34期 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
売 上 高	2,507,675 千円	2,599,436 千円	2,625,458 千円	2,625,446 千円
経 常 利 益	456,578 千円	455,676 千円	474,479 千円	435,371 千円
当期純利益	348,195 千円	359,806 千円	330,757 千円	312,083 千円
1株当たり 当期純利益	2,735 円 84 銭	2,827 円 07 銭	2,598 円 82 銭	2,452 円 10 銭
総 資 産	11,460,158 千円	10,589,419 千円	9,891,872 千円	9,479,934 千円
純 資 産	6,444,605 千円	6,809,715 千円	7,120,195 千円	7,413,000 千円

(5) 主要な事業内容

ア 倉庫などの物流施設の賃貸及び管理運営

イ 事務所、会議室などの施設の賃貸及び管理運営

(6) 主要な営業所及び工場

本店の所在地

横浜市鶴見区大黒ふ頭22番

(7) 従業員の状況（令和8年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
12名	1名減	59歳6か月	5年9か月

（注）従業員数は正社員3名、出向社員3名、嘱託社員4名、非常勤社員2名であります。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	62,500千円
株式会社横浜銀行	97,500千円
株式会社三菱UFJ銀行	77,500千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 154,000株

(2) 発行済株式の総数 153,700株（自己株式26,428株を含む）

(3) 株主数 26名

(4) 大株主

横浜港埠頭株式会社が38,776株（25.22%）を保有

横浜市が38,424株（24.99%）を保有

(5) 事業年度中に会社役員（会社役員であった者を含む）に対して職務執行の対価として交付された株式に関する事項

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(7) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	社外役員
代表取締役社長	中 野 創		
常 務 取 締 役	大 竹 秀 樹		
取 締 役	花 島 孝 明	楠原輸送株式会社 代表取締役会長	社 外
取 締 役	新 保 康 裕	横浜市 港湾局長	
取 締 役	植 松 久 尚	横浜港埠頭株式会社 代表取締役社長	
常 勤 監 査 役	井 村 浩 章		社 外
監 査 役	杉 原 光 昭	横浜港埠頭株式会社 社外監査役	社 外
監 査 役	高 橋 哲	横浜港埠頭株式会社 総務部長	

(注) 令和 7 年6月 24 日開催の第 33 回定時株主総会において、中野 創、大竹秀樹、新保康裕、植松久尚、花島孝明が取締役に再任され、井村浩章、高橋 哲が監査役に選任され、同日付で就任しました。

常勤監査役の鈴木信之、監査役の工藤裕二は同日付で辞任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約を締結しております。

当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補償することとしており、保険料は全額当社が負担しております。

なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補償されないこととしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

ア 取締役5名	17,940 千円（うち社外1名 120 千円）
イ 監査役3名	3,960 千円（うち社外2名 1,440 千円）

(4) 社外役員に関する事項

ア 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼務の状況

（ア）花島孝明氏は、楠原輸送株式会社代表取締役会長を兼務しています。

（イ）杉原光昭氏は、横浜港埠頭株式会社社外監査役を兼務しています。

イ 当該事業年度における活動状況

(ア) 社外取締役は、取締役会に出席し、主に港湾行政や物流業界の状況等の見地から公正な意見表明を行いました。

(イ) 各社外監査役は、監査役会に出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行いました。

4 会計監査人の状況

名 称	八 重 洲 監 査 法 人
報酬の額	2,900千円

(注) 当社監査役会は、会計監査人の第34期事業年度における職務遂行状況及び報酬の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

5 業務の適正を確保するための体制等

(1) 取締役・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 代表取締役（コンプライアンス総括責任者）

ーコンプライアンス体制の構築・維持・整備を行う。

社員への周知、意識の維持・向上にあたる。

イ 監査役ーコンプライアンス体制の調査、法令・定款上の問題の有無を調査する。

上記の取締役会へ報告する。

ウ 取締役ーコンプライアンス体制の整備状況を取締役会へ報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」をはじめとする諸規程に従い記録した後、適切に保存・管理を行う。

イ 取締役及び監査役は、記録された情報を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア 代表取締役（リスク管理統括責任者）

ー社内規程の作成等、危機管理対応策の整備を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 取締役ー経営計画の見直しを必要に応じて行う。

イ 取締役会ー重要事項の決定、業務執行状況を報告させる。

(5) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

ア 監査役は、必要がある場合は取締役に通知した上で、その指定する者に監査業務を補助するよう命令することができる。この通知を受けた取締役は、特段の事情がない限りこれに従うものとする。

イ 監査役から命令を受けた社員は、その命令の遂行に関して取締役の指揮命令を受けず、また、実施結果の報告は監査役に対してのみ実施する。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 取締役一著しい損害を及ぼす恐れのある事項等を発見したときは監査役に報告する。

イ 監査役一取締役会等の重要な会議に出席する。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況

(1) 取締役・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア 内部監査委員会を設置するとともに、役職員のコンプライアンスに関する知識や意識の向上を図っています。

イ 内部通報制度を設け、通報者が不利益を被らない措置を講じ、違反行為には迅速・適切な対応と再発防止策を実施します。重大な違反行為等は、取締役会へ報告します。

ウ 反社会的勢力との取引を遮断するため、賃貸借契約時の確認などにより排除しています。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 文書管理規程により執行に係る情報を保存・管理し、取締役や監査役の要請に応じ情報提供しています。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

ア 内部監査規程による内部監査委員会を設置し、業務監査等によるリスクの抽出と対策を講ずるなど、リスク管理を行っています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア 取締役会は経営計画などの重要事項の決定と業務状況を確認しています。

イ 業務執行体制を小規模にして、迅速な意思決定など職務を効率的に執行しています。

(5) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項

ア 監査役と監査役会の職務は、常勤監査役が中心となって着実に行える状況です。総務部門の社員が定型的な業務について補助する以外、監査役の職務の執行に関与していません。

(6) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア 監査役会は、会社に着しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した際は、取締役や社員から直ちに監査役に報告されたかを確認します。

- イ 監査役会を３か月ごとに開催し、職務執行状況や会計監査人による監査結果の確認などを行っています。
- ウ 監査役は取締役会に出席し、情報共有と意見表明しています。また、常勤監査役は社内の重要会議に出席し、日常的に情報を共有しています。
- エ 常勤監査役は代表取締役等と定期的に意見交換するほか、社員に対し随時ヒアリング等を行っています。
- オ 常勤監査役は内部監査委員会にオブザーバーとして出席し、リスク管理状況の確認と助言を行っています。

（注）本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。